

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

【特例の対象となる事業主】

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨(以下「平成28年暴風雨等」といいます)による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

(平成28年暴風雨等による災害に伴う休業等であれば北海道・岩手県以外の事業所でも利用可能)

- ※ 平成28年暴風雨等の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

①支給要件(生産指標の減少)の緩和

【現行】 生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること

【特例】 生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること

②遡及適用

【現行】 休業等を行う期間ごとに事前に計画届(休業等実施計画書)を作成し、初めての提出の際は、休業等を開始する日の2週間前を目処に管轄の労働局に提出することが必要。

【特例】 平成28年8月16日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年12月22日までに提出のあったものについては、事前に届出られたものとする。